

# 特別養護老人ホーム輪光無量寿園 利用料金表

令和3年8月1日から

ユニット型:せせらぎ、むくの木、そよかぜ、木もれび

保険給付内サービス利用料	基本施設 サービス費	算定項目 (単位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合	
		介護サービス費 (1)ユニット型個室  1日につき			1割負担	2割負担
			要介護1	6,520円	652円	1,304円
			要介護2	7,200円	720円	1,440円
			要介護3	7,930円	793円	1,586円
			要介護4	8,620円	862円	1,724円
			要介護5	9,290円	929円	1,858円
加算サービス費	項目	単位	介護報酬額	利用者負担割合		
		1割負担		2割負担		
		個別機能訓練加算	1日につき	120円	12円	24円
		サービス提供加算Ⅱ	1日につき	180円	18円	36円
		看護体制加算Ⅱイ	1日につき	130円	13円	26円
		夜勤職員配置加算Ⅱイ	1日につき	270円	27円	54円
		科学的介護推進体制加算	1月に1回	400円	40円	80円
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	1日につき	全体の利用単位の8.3%が算定されます。利用日数に応じて変動します。		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1日につき	全体の利用単位の2.3%が算定されます。利用日数に応じて変動します。				
①		要介護3	30日あたり	28,679円	57,357円	
		要介護4	30日あたり	30,968円	61,936円	
		要介護5	30日あたり	33,191円	66,382円	

注)該当するご利用者様には次の単位数が加算されます。

2割負担

・本人の年間合計所得金額が160万円以上の人

・本人の年金収入＋その他の合計所得金額が280万円以上の人

・本人の世帯内で他に第1号被保険者がいる場合、その人の年金収入＋その他の合計所得金額まで合わせた総額が346万円以上の人

初期加算:30単位/日、外泊時費用:246単位/日、療養食加算:6単位/回(1日3回限度)、看取り介護加算:死亡日以前4以上30日以下144単位/日、死亡日以前2日又は3日680単位/日、死亡日1,280単位/日

## ②利用者負担段階と負担限度額

	対象者	負担限度額	部屋代		食費		②計		
			1日	30日	1日	30日			
第一段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	預貯金等が1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の人	1日	820円	30日	1日	300円	30日	33,600円
			24,600円		9,000円				
第二段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	預貯金等が650万円(夫婦で1,650万円)以下の人	1日	820円	30日	1日	390円	30日	36,300円
			24,600円		11,700円				
第三段階1	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の人	預貯金等が550万円(夫婦で1,550万円)以下の人	1日	1,310円	30日	1日	650円	30日	58,800円
			39,300円		19,500円				
第三段階2	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額＋合計所得金額が120万円超の人	預貯金等が500万円(夫婦で1,500万円)以下の人	1日	1,310円	30日	1日	1,360円	30日	80,100円
			39,300円		40,800円				
第四段階	・市区町村民税課税世帯	上記以外の方	1日	2,006円	30日	1日	1,445円	30日	103,530円
			60,180円		43,350円				

※施設で使用する、オムツ等の料金は上記の金額に含まれています。

①+② 要介護度\_\_\_\_\_ (見込み額)で=\_\_\_\_\_円/30日当たり